

伊勢市公報

第 445 号
令和6年5月20日
月 曜 日

目 次

| | 頁 |
|------------------------------------|----|
| 規 則 | |
| ○ 伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ○ 伊勢市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則 | 4 |
| 告 示 | |
| ○ 公金の徴収に関する事務の委託について | 9 |
| ○ 公金の徴収に関する事務の委託について | 10 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 11 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 12 |
| ○ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の取消について | 13 |
| ○ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示事項の変更について | 15 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 16 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 17 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 18 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 19 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 20 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 21 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 22 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 23 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 24 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 25 |
| 教育委員会告示 | |
| ○ 教育委員会会議の招集について | 26 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 選挙人名簿の登録を行う日の変更について | 27 |
| 農業委員会告示 | |
| ○ 農業委員会総会の招集について | 28 |
| ○ 農業委員会総会の招集について | 29 |
| 病院事業告示 | |
| ○ 公金の徴収に関する事務の委託について | 30 |
| 公 告 | |
| ○ 農用地利用集積計画について | 31 |
| ○ 負傷動物等の収容について | 32 |
| ○ 第3次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンの策定について | 33 |
| ○ 公示送達 | 34 |
| ○ 伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について | 35 |
| ○ まちづくり協議会の公告事項の変更について | 36 |

伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 35 号

伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市消防本部に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条の見出しを「(課長補佐、指導官及び主幹)」に改め、同条第 1 項中「及び主幹」を「、指導官又は主幹」に改め、同条第 2 項中「課長補佐」の次に「、指導官」を加え、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

- 4 指導官は、上司の命を受けて、課の所掌事務に関し、企画、連絡調整及び指導に関する事務を処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則をここに公布する。

令和6年5月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第36号

伊勢市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則

(趣旨)

第1条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)に基づく支援給付及び配偶者支援金に関する事務の取扱いについては、法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号)等に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(備付書類)

第2条 伊勢市厚生福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)は、被支援者(支援給付を受けている者をいう。以下同じ。)につき、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 面接記録票
- (2) 支援給付台帳
- (3) 支援給付決定調書
- (4) 支援給付金品支給台帳
- (5) 被支援者記録票

2 福祉事務所長は、次に掲げる書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

- (1) 受付簿
- (2) 被支援者番号索引簿

- (3) 被支援者番号登載簿
- (4) 支援給付申請書受理簿
- (5) 医療券交付処理簿
- (6) 介護券交付処理簿

3 前2項（前項第5号及び第6号を除く。）の規定は、配偶者支援金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）について準用する。

（申請書）

第3条 支援給付の開始又は変更の申請は、支援給付申請書によるものとする。

2 法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「保護法」という。）第18条第2項に規定する葬祭支援給付の申請は、前項の規定にかかわらず、葬祭支援給付申請書により行うものとする。

3 第1項の支援給付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 給与計画書
- (2) 住宅修繕計画書
- (3) 生業計画書
- (4) その他福祉事務所長が必要と認める書類

（決定通知書）

第4条 支援給付又は配偶者支援金の支給に関する決定を行った場合における、保護法第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び保護法第25条第2項の規定による通知は支援給付決定（変更）通知書により、保護法第26条の規定による通知は支援給付廃止（停止）通知書により、保護法第24条第3項の規定により支援給付の申請を却下する場合の通知は支援給付申請却下通知書によるものとする。

（検診命令）

第5条 保護法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、検診命令書、検診書及び検診料請求書を交付して行うものとする。

(書類の閲覧等の依頼)

第6条 保護法第29条の規定により書類の閲覧若しくは資料の提供又は報告を求めるときは、書面により行うものとする。

(扶養照会)

第7条 保護法第4条第2項の扶養義務者の扶養の可否を確認するために、要支援者（支援給付を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）の扶養義務者に対し、扶養義務の履行について照会するときは、書面により行うものとする。

2 保護法第24条第8項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、要支援者の支援給付の開始について通知するときは、書面により行うものとする。

3 保護法第28条第2項の規定により明らかに扶養義務を履行することが可能と認められる扶養義務者に対し、扶養義務を履行しない理由について報告を求めるときは、書面により行うものとする。

(入所等依頼)

第8条 福祉事務所長は、保護法第30条第1項の規定により被支援者を保護施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、又は私人の家庭に養護を委託するときは、当該施設の長又は私人に対して入所等依頼書を発行するものとする。

(支援給付金品又は配偶者支援金の支給方法等)

第9条 福祉事務所長は、被支援者等に対して支援給付金品を交付する場合又は受給者に対して配偶者支援金を支給する場合は、当該被支援者等又は受給者から、支援給付決定（変更）通知書又はこれに代わるものの提示を求めなければならない。

(経由)

第10条 保護法又はこれに基づく命令等により厚生労働大臣に提出することとされている書類が、保護法第19条第4項の規定により事務の委任を受けた福祉事務所長から提出されたときは、市長は、これを受理し、三重県知事又は厚生労働大臣に提出するものとする。

(面接記録票等の様式)

第11条 この規則の規定による面接記録票その他の書類の様式は、福祉事務所長が別に定める。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 101 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 公金事務の委託を受けた者
度会郡玉城町上田辺 747 番地 1
特定非営利活動法人 三重県歯科衛生士会 伊勢度会支部
支部長 辻 和子
- 2 委託した公金事務に係る歳入
伊勢市いきいきお口訪問（訪問型サービス C）の利用料
- 3 委託をした日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 委託期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 102 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 3 項及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定により、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託したので、同項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第 1 条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公金事務の委託を受けた者

津市柳山津興 655 番地 12

公益社団法人 三重県栄養士会

会長 池山 朱美

2 委託した公金事務に係る歳入

伊勢市いきいき栄養訪問（訪問型サービス C）の利用料

3 委託をした日

令和 6 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 103 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
今一色区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 6 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 濱 條 勉

伊勢市二見町今一色 68 番地

変更後 成 岡 厚

伊勢市二見町今一色 874 番地 146

伊勢市告示第 104 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東大淀町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

| | |
|-----|-------------------|
| 変更前 | 高 尾 真 人 |
| | 伊勢市東大淀町 153 番地 15 |
| 変更後 | 西 村 行 春 |
| | 伊勢市東大淀町 210 番地 |

伊勢市告示第 105 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 6 第 1 項の規定により指定緊急避難場所の指定を取り消し、及び同法第 49 条の 7 第 2 項において準用する同法第 49 条の 6 第 1 項の規定により指定避難所の指定を取り消したので、同法第 49 条の 6 第 2 項（同法第 49 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定を取り消した指定緊急避難場所及び指定避難所

| 所在地 | 名称 | 指定緊急避難場所 | | 指定避難所 | | 安全度 ランク |
|--------------------|---------------|----------|-----|-----------------|-----------------|------------|
| | | 津波 以外 | 津波 | 指定一 般避難 所 | 指定福 祉避難 所 | |
| 八日市場町 13 番 13 号 | サンライフ伊 勢 | - | - | ○ | - | - |
| 二見町茶屋 209 番地 | 伊勢市立二見 公民館 | 2 階 | 2 階 | - | - | ☆ |

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設定したものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

☆☆ 一定の安全性が確保された避難所

☆ 一部の安全性が確認されていない避難所

▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

伊勢市告示第 106 号

平成 28 年 3 月 30 日伊勢市告示第 38 号(指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について)の一部を次のように変更します。

令和 6 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

本則の表 20 の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|----|--|--|--|--|--|
| 20 | 削除 | | | | | |
|----|----|--|--|--|--|--|

本則の表 105 の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-----|----|--|--|--|--|--|
| 105 | 削除 | | | | | |
|-----|----|--|--|--|--|--|

伊勢市告示第 107 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、五十鈴ヶ丘団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

| | |
|-----|-------------------|
| 変更前 | 山 田 憲 一 |
| | 伊勢市楠部町 263 番地 182 |
| 変更後 | 奥 野 太 美 |
| | 伊勢市中村町 325 番地 255 |

伊勢市告示第 108 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 6 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 新原 謙 太 郎

伊勢市神久 4 丁目 11 番 27 号

変更後 榊 原 正 則

伊勢市神田久志本町 817 番地 1

伊勢市告示第 109 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上條区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 6 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 大 東 弘 幸

伊勢市御薊町上條 566 番地

変更後 中 嶋 俊 嗣

伊勢市御薊町上條 1171 番地 5

伊勢市告示第 110 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、野村町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

| | |
|-----|------------------|
| 変更前 | 田 端 紀 夫 |
| | 伊勢市野村町 5549 番地 2 |
| 変更後 | 小 野 雅 之 |
| | 伊勢市野村町 5555 番地 1 |

伊勢市告示第 111 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 武 直 樹

伊勢市神久 3 丁目 2 番 12 号

変更後 多 湖 重 規

伊勢市神久 3 丁目 2 番 52 号

伊勢市告示第 112 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、植山町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

| | |
|-----|----------------|
| 変更前 | 中 谷 哲 也 |
| | 伊勢市植山町 39 番地 2 |
| 変更後 | 角 谷 浩 |
| | 伊勢市植山町 54 番地 |

伊勢市告示第 113 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
辻久留台自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 6 年 5 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

| | |
|-----|-------------------|
| 変更前 | 北 村 芳 朗 |
| | 伊勢市辻久留町 545 番地 16 |
| 変更後 | 藤 原 厚 |
| | 伊勢市辻久留町 545 番地 59 |

伊勢市告示第 114 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上野町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和 6 年 5 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 久 保 正 昭

伊勢市上野町 1635 番地

変更後 上 之 郷 広 記

伊勢市上野町 1195 番地 2

伊勢市告示第 115 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、桜が丘自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 北 浦 幸

伊勢市中村町桜が丘 30 番地 12

変更後 田 岡 尚 喜

伊勢市中村町桜が丘 135 番地 24

伊勢市告示第 116 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、京町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

| | |
|-----|----------------------|
| 変更前 | 杉 山 謙 三 |
| | 伊勢市中島 1 丁目 10 番 17 号 |
| 変更後 | 水 谷 保 |
| | 伊勢市中島 1 丁目 15 番 45 号 |

伊勢市教育委員会告示第7号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和6年5月10日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

記

1 日 時 令和6年5月17日（金）午後7時00分

2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3階 大研修室

3 会議に付する事件

議案第24号 校務用コンピュータ機器（ノートパソコン）の取得について

議案第25号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について

議案第26号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について

伊勢市選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により、同法第22条第1項本文に規定する選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更します。

令和6年5月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

記

1 登録日 令和6年6月3日

伊勢市農業委員会告示第5号

伊勢市農業委員会第221回総会を次のとおり招集します。

令和6年5月9日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和6年5月16日（木）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市 御園公民館 2階 講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 事業計画変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）

伊勢市農業委員会告示第6号

伊勢市農業委員会第24回定期総会を次のとおり招集します。

令和6年5月14日

伊勢市農業委員会
会長 森川 正弘

- 1 招集の日時 令和6年5月29日（木）14時
- 2 招集の場所 伊勢市立御菌公民館 2階講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 令和5年度伊勢市農業委員会事業報告について
 - 議案第2号 令和6年度伊勢市農業委員会事業計画（案）について

伊勢市病院事業告示第1号

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項において準用する同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第7条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、伊勢市病院事業に係る公金事務の一部を次のとおり委託したので、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第5条の規定による改正前の地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示します。

令和6年5月9日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

- 1 公金事務の委託を受けた者
津市栄町2丁目466番地
楠井法律事務所
代表 楠井 嘉行
- 2 委託した公金事務に係る歳入
伊勢市病院事業の診療費等
- 3 委託をした日
令和6年4月1日
- 4 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

伊勢市公告第 36 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 6 年 5 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第37号

負傷動物等の収容について

次の動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和6年5月7日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した動物

| 番号 | 保護した場所 | 動物種 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他 |
|----|---------------|-----|----|----|----|----|----|-----|
| 1 | 伊勢市御菌町 王中島 | 猫 | 雑種 | 黒 | 雄 | 中 | 成猫 | |

2 収容した日 令和6年5月7日

3 収容期限 令和6年5月10日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 38 号

第 3 次伊勢志摩定住自立圏共生ビジョンを策定しましたので、次のとおり当該ビジョンを公表します。

令和 6 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局企画調整課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 39 号

公 示 送 達

下記の者の配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 6 年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| 省略 | 省略 |

伊勢市公告第 40 号

伊勢市第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画を策定しましたので、次のとおり当該計画を公表します。

令和 6 年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市健康福祉部高齢・障がい福祉課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 41 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、北浜まちづくり会議から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 6 年 5 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 安 井 信 夫

変更後 濱 口 松 美